

	<h2>61. 養鶏章</h2>	★ 考査員認定	
---	------------------	---------	--

考査細目	考査方法	考査のポイント
(1) ふ化法の原理を知り、親鶏によるふ化またはふ卵器によるふ化を行い、その記録を提出すること。	報告書(ふ化記録)の提出	<ul style="list-style-type: none"> ふ化法の原理は口述でよい。 報告書はふ化記録。
(2) 身近な養鶏場所における給餌に関する改良方法を考え、その実験を行い、報告書を提出すること。	報告書の提出	—
(3) 食用とする鶏の処理ができること。	実演	—
(4) 市場に出荷するための鶏、種卵、及び食卵の荷造りができること。	実演	<ul style="list-style-type: none"> 口述または記述でもよい。
(5) 鶏の害獣及び害虫の防御法と、一般傷病の予防法、手当法を説明できること。	口述または記述	<ul style="list-style-type: none"> 獣害(きつね、あなぐまなど)、害虫(内部寄生虫、外部寄生虫など)
(6) 鶏ふんの利用法を説明できること。	口述または記述	—
(7) 衛生的で、経済的な鶏舎を設計し、特に悪臭防止または除去法の注意点を説明できること。	作品(設計図)の提出	—
(8) 鶏を雛から成鳥になるまで育て、その育すう日記を提出すること。	報告書の提出	—
(9) 「鳥インフルエンザの危険性」と「鳥インフルエンザの人への感染」について説明できること。	報告書の提出	—